

令和8年度指定管理者サービスチェック

7月1日（水）大野城いこいの森

◆施設カルテ・・・・・・・・・・・・・・・・P 1

◆質疑通告書・・・・・・・・・・・・・・・・P 2－4

◆施設別シート・・・・・・・・・・・・・・・・P 5－43

◇評価シート・・・・・・・・・・・・・・・・P 5－10

◇アンケート・・・・・・・・・・・・・・・・P 11－14

◇事業報告書・・・・・・・・・・・・・・・・P 15－21

◇決算書・・・・・・・・・・・・・・・・P 22－23

◇労働条件審査チェックシート・・・・・・・・P 24

◇関係例規・・・・・・・・・・・・・・・・P 25－43

施設カルテ

基本事項	施設名称		所在地		
	大野城いこいの森		大野城市牛頸667番地58		
	開館時間	休館日	建設年月日	構造	
	キャンプ場6:00～22:00 中央公園9:00～18:00(3～10月) 9:00～17:00(11月～12月)		毎週月曜日 (7,8月を除く)	平成4年	
	床面積	敷地面積	附属施設	施設所管課	
	-	52.74ha	-	公園街路課	
	設置目的	豊かな自然が残っている牛頸ダム周辺の森林、水辺環境と公園を活かし、利用者が快適に余暇を楽しむ施設を提供する。			
	根拠法令等	大野城いこいの森の管理に関する条例、大野城いこいの森の管理に関する条例施行規則、大野城いこいの森利用助成金交付規程			
	指定管理者		指定管理者の所在地		
	ハッピーツリーグループ		福岡市中央区渡辺通四丁目1番36号		
施設種類	レクリエーション・スポーツ施設	指定期間	R4 年度～ R8 年度	選定方法	☒ 公募 ☐ 非公募
管理者種類	☐ 市内の企業 ☒ 市外の企業 ☐ NPO、ボランティア団体 ☐ 自治会等コミュニティ組織 ☐ 財団法人・社団法人・社会福祉法人、医療法人、学校法人等 ☐ 公的団体(区など)				



指定管理者サービスチェック質疑通告書（令和8年度）

診断依頼された指定管理者サービスチェックについて、次のとおり質疑通告を行います。

No	施設名称	所 管 課
4	大野城いこいの森	公園街路課

1 前回講評への対応状況等について

【前回講評・(イ) 次期指定管理者の選定に向けた課題について（一部抜粋）】

- 「収支をみると施設の運用コストを利用料金だけで賄えていない中で、大野城市民の利用者割合は依然として2割を下回っており、大野城市民からみると、大野城市民が他自治体の利用者のコストを負担している状況にあります。所管課においては、市民と市外利用者の料金を見直すなど、市外からの利用者負担の在り方を検討することが求められます。その際、指定管理者において、料金収受業務の負荷が増大しないよう配慮が必要です。」とあります。
- 上記への対応状況を教えてください。

（回 答）

市民利用者の増加を目的として、市民団体への駐車場料金減免、市民先行予約、アーリーチェックイン料金減免、市民向けロッジ半額キャンペーンを実施しています。

これらの取組により、新規利用者の獲得や利用機会の創出につながり、市民利用率向上に一定の効果が認められました。

一方で、市民利用率は依然として2割程度にとどまっていることから、市民向けイベントの開催や広報活動の強化などにより、更なる利用促進に取り組んでまいります。

また、市内・市外別料金制度について検討を行いました。キャンプ場利用者の多くを市外利用者が占めている現状においては、市外料金の引上げにより利用者数が減少し、利用料金収入が大きく減少する可能性があります。利用料金収入は施設運営やサービス向上を支える重要な財源であることから、制度導入にあたっては収支への影響を十分に検証し、市民利用の促進と安定的な施設運営の両立が図られるよう慎重に検討してまいります。

2. 事業報告書について

- 「4. 施設の利用状況」について、キャンプ場の令和4年度から7年度までの市内・市外別の利用者数の推移を教えてください。
- また、大野城スケートボードパークやいこいの森フォレストベース、BBQ パーク・牡蠣小屋など、中央公園利用者のうち主な指定管理事業の市内・市外別の利用者数が分かる事業について、推移を教えてください。

（回 答）

キャンプ場の利用状況	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
市民利用者数（人）	2,851	3,200	2,898	2,637
市外利用者数（人）	16,694	15,473	12,767	12,062

キャンプ場については予約時の住所情報により市内・市外別利用者数を把握していますが、中央公園のイベント利用者については自由利用施設であることから市内・市外別の利用実績を把握していません。

- キャンプ場の利用者について、特に市内利用者の人数・割合を大幅に増やすための取組を実施している場合は、その概要と効果を教えてください。

(回 答)

市民利用者向上のため各種減免制度や市民先行予約を実施しました。特にアーリーチェックインの減免は市民の新規利用促進につながり、市民利用率向上に一定の効果がありました。

- ・市民団体への駐車場料金の減免
 - ・市民先行予約の受付
 - ・アーリーチェックイン料金の減免
 - ・市民向けロッジ半額キャンペーンの実施
- 実施件数と市民利用率は下記の通り

実施項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
市民団体への駐車料金減免台数				
中央公園	155	132	152	165
キャンプ場	0	0	3	5
市民先行予約受付状況				
件数	6	5	3	2
人数	275	276	35	105
アーリーチェックイン市民利用率				
アーリー総件数	未実施	122	197	162
市民利用件数	未実施	51	87	54
市民利用率	未実施	41.8%	44.2%	33.3%
ロッジ市民半額利用率				
ロッジ宿泊利用件数	509	538	382	390
市民利用件数	60	61	74	91
市民利用率	11.8%	11.3%	19.4%	23.3%

- 「9. 防犯、防災、危機管理に関する取組状況」に関連して、キャンプ場と中央公園の別で、けが人の発生状況と主な発生要因の推移を教えてください。また、それを踏まえ、利用者の安全性向上のために取り組んだ事項があれば、教えてください。

(回 答)

- ・キャンプ場 草ソリ場閉鎖 キャンプ場では令和5年度までは草ソリ場における擦過傷が複数発生していましたが、令和6年度の利用停止後は同種事故の発生はございません。
- ・中央公園 ミストテント設置 中央公園では夏季の熱中症事案が発生したため、ミストテントを設置し注意喚起を強化しました。その後、重篤な熱中症事案は発生していません。

3. 収支明細書について

- 支出の部の人件費が、当初予算額 29,700 千円に対して、決算額 35,567 千円で、約 19% (5,867 千円) 増加しています。主な要因を教えてください。

(回 答)

福岡県最低賃金の上昇に加え、人材確保のための時給見直し及び社会保険料等の増加により人件費が増加しました。

- 支出の部の管理費が、当初予算額 25,157 千円に対して、決算額 28,009 千円で、約 11% (2,852 千円) 増加しています。主な要因を教えてください。

(回 答)

- ・ 物価上昇に伴う外注金額の増大
- ・ エネルギー価格高騰に伴う燃料費、電気代の増加
- ・ 集客対策及びサービス向上のためのイベント実施費用など

- 上記の支出増となった要因を踏まえ、今後、本施設の収支を均衡させるために必要な対策を教えてください（収入増対策、支出減対策）。

(回 答)

収入増対策としては、キャンプ場利用者の増加を目的とした広報活動の強化やイベントの実施、閑散期対策としての自主事業の充実に取り組み、利用料金収入及び自主事業収入の増加を図ります。また、市民利用の促進に加え、市外利用者の誘客を進めることで利用者数全体の拡大に努めます。

支出減対策としては、人員配置の効率化や業務の見直しによる運営の効率化を図るとともに、計画的な設備保全による修繕費の抑制、省エネルギー機器の活用や節電の推進による光熱水費の削減に取り組みます。

以上

【別添5】

施設の管理運営に関する評価シート

基本事項	No.	施設名称		部（局）名	課（室）名	
		大野城いこいの森		都市整備部	公園街路課	
	指定管理者名称			指定管理者の所在地		
	ハッピーツリーグループ（大和リース㈱福岡支社/安藤造園土木㈱）			福岡市中央区渡辺通4丁目1番36号		
	総合計画における位置づけ	政策	自治体経営方針			
		大施策	都市空間の長期的な維持管理戦略			
		小施策	公園・緑地の適切な維持管理と整備			
施設種類	基盤施設	指定期間	令和 4 年度 ~ 令和 8 年度	選定方法	☒ 公募 ☐ 非公募	
管理者種類	☐ 市内の企業 ☒ 市外の企業 ☐ NPO、ボランティア団体 ☐ 自治会等コミュニティ組織 ☐ 財団法人・社団法人・社会福祉法人、医療法人、学校法人等 ☐ 公的団体（区など）					

利用状況	事業内容	・維持管理に関する業務 ・使用の許可、使用の許可の取消し等に関する業務 ・使用の促進に関する業務 ・利用料金に関する業務 （大野城いこいの森の管理に関する条例第4条）
	利用者数	【2025年度実績】 ・キャンプ場：14,699人 ・中央公園：135,413人（※中央公園については、駐車場利用数×4名概算）

収支状況	指定管理者の収入	総額	68,834 千円	(内訳)	（指定管理者）交付金	25,600 千円
					利用料金収入	36,476 千円
					自主事業収入	2,874 千円
					その他収入	3,884 千円
	指定管理者の支出	総額	70,662 千円	(内訳)	人件費	35,567 千円
					事務費	6,589 千円
					管理費	28,009 千円
					自主事業費	497 千円
	当期純利益	△ 1,828 千円	前期繰越損益	0 千円	当期末処理損益	0 千円

チェックシート結果 （自動表示）	173.8 点 / 200.0 点 →			総合評価 （自動表示）	S	達成率	S : 80%以上 A : 60%以上 B : 40%以上 C : 40%未満
	施設の維持管理	93.8 / 100.0	施設サービス	40.0 / 50.0	業務運営体制	40.0 / 50.0	
利用者満足度 【最高点2点、最低点-2点】 （自動表示）	総合的評価 （満足度）	施設の評価	1.21 点	総合的評価 （必要度）	1.55 点		
		サービスの評価	1.25 点				
改善点 （不適切な部分及び改善内容等を記述）							
改善手順・期間							

施設の管理運営に関するチェック項目

評価対象		配点	評価の視点・項目	確認方法	評価	点数 (自動計算)
施設の 維持管理 内容	協定遵守	20	協定に定めた業務が、適正な水準で確実に実施されているか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入 四半期報告書・報告会にて確認	書類・ヒアリング	S	20.00 / 20.0
	法令等遵守	10	- 法令等の改正への対応や通知等の取り扱いが適切か - 法令等遵守に関するマニュアル等が整備されているか - 法令等遵守のための職員研修が計画的に実施されているか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入 四半期報告書・報告会にて確認	書類・ヒアリング	S	10.00 / 10.0
	個人情報の保護	5	- 法令等に基づき、個人情報の取り扱いが適切か - 個人情報保護に関するマニュアル等が整備されているか - 個人情報保護のための職員研修が計画的に実施されているか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入 四半期報告書・報告会にて確認	書類・ヒアリング	S	5.00 / 5.0
	公金処理	10	- 定められた料金を適正に収受しているか - 利用料金の還付や減免処理など適切に実施されているか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入 毎日の売上報告の実施、証憑の保管・管理の徹底	書類・ヒアリング	S	5.00 / 5.0
	利用許可	5	- 利用許可又は不許可は適切に行われているか - 利用者から利用許可に関する苦情等がないか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入 公園利用申請書の徴求ならびに利用者への聴取を実施	書類・ヒアリング	S	10.00 / 10.0
	安全管理	15	- 安全管理のための行動計画やマニュアル等が整備されているか - それらに沿った安全対策が適切に実施されているか - 防災訓練等が計画的に実施されているか - 業務従事者に対する、安全教育が適切に実施されているか - 職員不在時の警備体制や鍵の管理が適切か 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	11.25 / 15.0
	衛生管理	15	- 衛生管理に向けた行動計画やマニュアル等が整備されているか - それらに沿った衛生管理が適切に実施されているか - 衛生管理の責任者が明確で、衛生管理に必要な人員、有資格者などが適正に配置されているか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入 大和リース株式会社策定の公園管理マニュアルに則った運営	書類・ヒアリング	S	15.00 / 15.0
	美化清掃	10	- 整理整頓・清掃がなされ、美観を損なっていないか - 施設、設備、備品等の保守点検業務は適切に実施されているか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	7.50 / 10.0
	環境配慮	10	- 公害防止、省エネへの取組が積極的に実施されているか - 廃棄物処理が適正に実施されているか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入 令和7年度大野城市ゴミ減量・リサイクル優良事業所認定	その他	S	10.00 / 10.0
	利用者範囲	5	- 事業の目的と比較して、利用者の範囲は適切か - 広範で適切な広報活動を実施しているか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	3.75 / 5.0
施設サ ービス 内容	サービス内容	15	- 利用者数を増加させるための努力が実施されているか - 行政が直営する場合と比べて、サービス内容の拡大などサービスの質を高める工夫があるか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	11.25 / 15.0
	職員育成	10	- 職員の研修体制が整備されているか - 職員は、業務に即した資格や専門知識を有しているか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	7.50 / 10.0

施設サービス内容	ニーズの把握・活用	10	・ 利用者の意見や要望が、アンケート等で把握されているか ・ アンケートや住民等の苦情を、業務改善に役立てているか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入 毎月のアンケート調査を集計し、結果を全職員へ還元	アンケート	S	10.00 / 10.0
	地域協働	10	・ 地元の社会活動へ参加しているか ・ 地域に貢献する事業を実施しているか ・ 地元からの雇用、物資調達等を積極的に実施しているか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	7.50 / 10.0
実施体制等	実施体制	10	・ 統括責任者が明確で、責任の所在が明らかであるか ・ 業務遂行上に必要な職員数が配置されているか ・ 経理などの各種帳簿が作成され、適切に保管されているか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入 毎年度グループ組織体制表を策定。各種帳簿を作成・管理・保管	書類	S	10.00 / 10.0
	市との連絡	10	・ 年次（期別・月次）報告等の報告が、市に適切に提出されているか ・ 代表者の変更など重要事項の変更の届出が実施されているか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類	A	7.50 / 10.0
	緊急時対応	5	・ 緊急時の連絡体制、初動体制が整備されているか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類	A	3.75 / 5.0
	再委託	5	・ 指定管理業務の全部、又は主たる業務を再委託していないか ・ 再委託する場合に適切な届出が実施されているか ・ 再委託先から業務報告を受けるなど、再委託先の管理は適切か 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類	A	3.75 / 5.0
	経営状況	10	・ 直近の財務諸表等が提出され、財務状況に不安はないか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類	A	7.50 / 10.0
	収支妥当性	10	・ 収支積算が妥当で、業務改善や経費削減の工夫があるか 【評価の理由】S・B・Cの場合は必ず記入	書類・ヒアリング	A	7.50 / 10.0
合計		200 点満点（「該当なし」がない場合） ※小数点第二位四捨五入				173.8 / 200.0
所見						

次頁チェック項目の評価（S・A・B・C）の意味

- S 業務目的や仕様、利用者評価等をもとに、期待水準より効率的・効果的に実施されており、高く評価できる。
- A 業務目的や仕様、利用者評価等をもとに、期待水準どおりに実施されている。
- B 概ね適切に実施されている。一部に不適切な部分を確認されたが、現在改善中あるいは既に改善済である。
- C 不適切な部分を確認されたため改善を指示したが、未対応あるいは改善の見込がない。

指定管理業務進捗管理

1. 業務概要

指定管理業務	・維持管理に関する業務 ・使用の許可、使用の許可の取消し等に関する業務 ・使用の促進に関する業務 ・利用料金に関する業務 (大野城いこいの森の管理に関する条例第4条)
目的	・大野城いこいの森を適正かつ円滑に管理するため (大野城いこいの森の管理に関する基本協定書第1条)
対象	・大野城いこいの森（公園施設） ・敷地内の外構及び植栽 (大野城いこいの森の管理に関する条例第6条)
手段	・植栽管理（危険木等の伐採間伐含む） ・自主事業の実施 (大野城いこいの森の管理に関する基本協定書仕様書)
期待される成果	・利用者の満足度

2. 成果の状況（アウトプット、アウトカム）

	指標名	単位	目標値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
活動 指標①	植栽管理の実施回数	回	2	2	2	2	2	2
				2	3	3	3	3
活動 指標②	イベントの実施回数	回	1	1	1	1	1	1
				18	21	33	81	
成果 指標①	利用者アンケートにおける『施設の清潔さ』の満足度	%	75	75	75	75	75	75
				79.1	83.9	80.1	81.5	
成果 指標②	利用者アンケートにおける『付加的サービス』の満足度	%	75	75	75	75	75	75
				59.8	56.4	65	64.5	
上記指標に表れない成果等								

3. 担当課所見

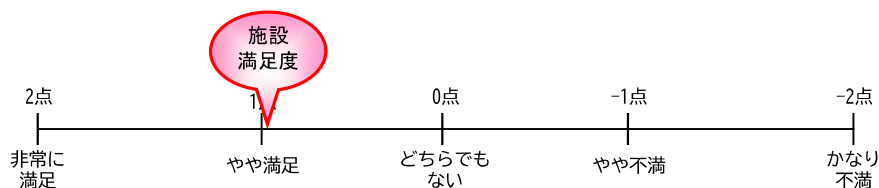
担当課 評価	従来の要求水準に留まらない高頻度かつ高品質な植栽管理を実践した。開花時期に合わせた剪定調整や枯損木の迅速な更新等により、施設の付加価値を高め、利用者満足度のさらなる確保と向上に努めた。 イベントを積極的におこない、集客に努めた。
-----------	---

利用者満足度（利用者アンケートより）

サンプル数： 533

■総合的評価（満足度）

①【施設の評価】満足度総合評価： 1.21 点



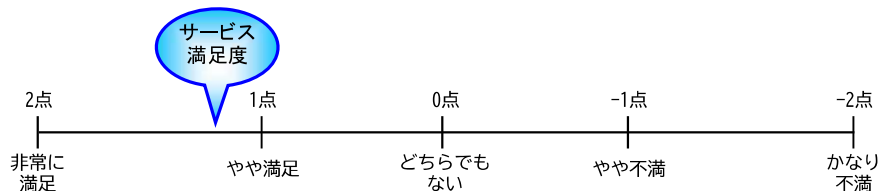
- ①情報の入手しやすさ
- ②施設のアクセスの利便性
- ③施設の清潔さ
- ④設備の整備情報
- ⑤開館期日・時間の適正さ

		アンケート結果より					
		①	②	③	④	⑤	合計(a)
非常に満足 (2点)	195	224	222	220	271	1132	(42%)
やや満足 (1点)	241	201	212	219	205	1078	(40%)
どちらでもない (0点)	77	89	67	67	43	343	(13%)
やや不満 (-1点)	17	17	28	22	12	96	(4%)
かなり不満 (-2点)	3	2	4	5	2	16	(1%)
無回答 (点数なし)	0	0	0	0	30	30	
有効回答数合計 (※無回答を除いた数)	533	533	533	533	533	2665	

※満足度

$$\begin{aligned}
 &= (a) \times \text{各項目の点数} \div \text{有効回答数} \\
 &= (1132 \times 2\text{点} + 1078 \times 1\text{点} + 343 \times 0\text{点} + 96 \times -1\text{点} + 16 \times -2\text{点}) \div 2665 \\
 &= \underline{\underline{1.21}}
 \end{aligned}$$

②【サービスの評価】満足度総合評価： 1.25 点



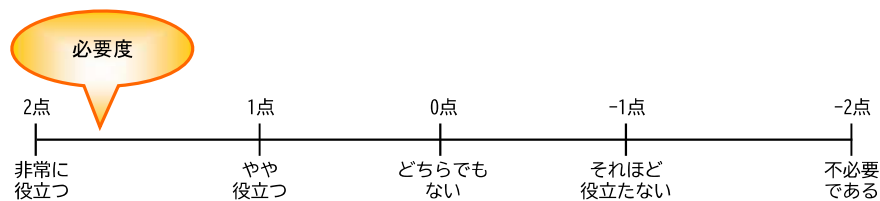
- ①利用手続きの簡便さ
- ②基本的なサービス
- ③イベントなどの付加的サービス
- ④利用料金の適切さ

		アンケート結果より					
		①	②	③	④	合計 (a)	
非常に満足 (2点)	277	311	207	217	1012	(47%)	
やや満足 (1点)	193	166	137	210	706	(33%)	
どちらでもない (0点)	50	53	184	80	367	(17%)	
やや不満 (-1点)	11	2	3	20	36	(2%)	
かなり不満 (-2点)	2	1	2	6	11	(1%)	
無回答 (点数なし)	0	0	0	0	0		
有効回答数合計 (※無回答を除いた数)		533	533	533	533	2132	

※満足度

$$\begin{aligned}
 &= (a) \times \text{各項目の点数} \div \text{有効回答数} \\
 &= (1012 \times 2\text{点} + 706 \times 1\text{点} + 367 \times 0\text{点} + 36 \times -1\text{点} + 11 \times -2\text{点}) \div 2132 \\
 &= \underline{\underline{1.25}}
 \end{aligned}$$

■総合的評価（必要度）： 1.55 点



	アンケート 結果より 人数 (a)	
非常に役立つ (2点)	321	(60%)
やや役立つ (1点)	190	(36%)
どちらでもない (0点)	19	(4%)
それほど役立つ (-1点)	2	(0%)
不必要である (-2点)	1	(0%)
無回答 (点数なし)	0	
有効回答数合計 (※無回答を除いた数)	533	

※必要度

= (a) × 各項目の点数 ÷ 有効回答数

= (321 × 2点 + 190 × 1点 + 19 × 0点 + 2 × -1点 + 1 × -2点) ÷ 533

= 1.55

利用者アンケート集計結果（サンプル）

施設名（大野城いこいの森）

【調査の概要】

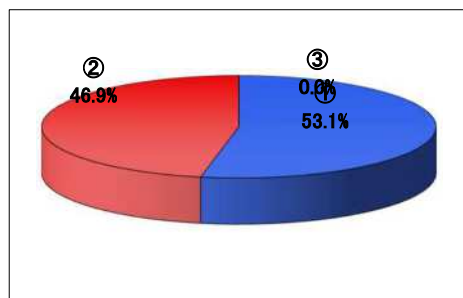
1. 期間 令和4年4月～令和8年3月
2. 対象 大野城いこいの森の利用者

1. あなたのことをお尋ねします。（それぞれ、○を1つ付けてください。）

性 別

① 男 ② 女 ③ 無回答

	①	②	③	計
人数	283	250	0	533
%	53.1%	46.9%	0.0%	100.0%

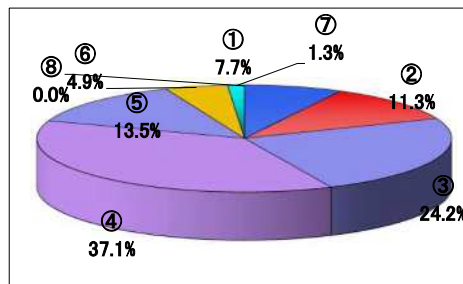


年 代

①20歳未満 ②20歳代 ③30歳代 ④40歳代 ⑤50歳代

⑥60歳代 ⑦70歳以上 ⑧無回答

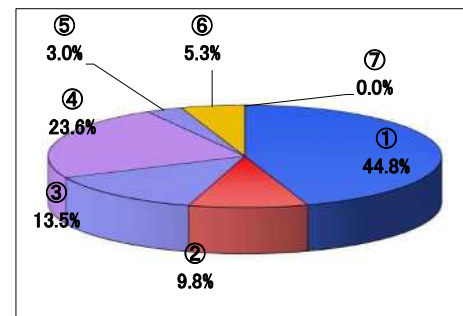
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	計
人数	41	60	129	198	72	26	7	0	533
%	7.7%	11.3%	24.2%	37.1%	13.5%	4.9%	1.3%	0.0%	100.0%



ご職業

①会社員 ②自営業 ③学生 ④主婦・主夫 ⑤無職 ⑥その他 ⑦無回答

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	計
人数	239	52	72	126	16	28	0	533
%	44.8%	9.8%	13.5%	23.6%	3.0%	5.3%	0.0%	100.0%



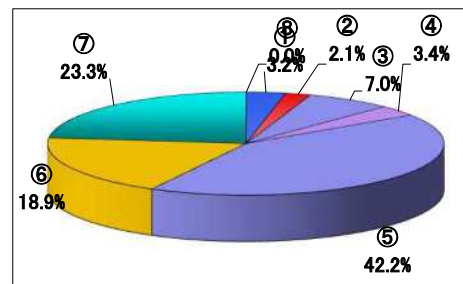
ご住所

①大野城市内北地区 ②大野城市内東地区 ③大野城市内中央地区

④大野城市内南地区 ⑤福岡市

⑥筑紫地区（春日市・太宰府市・筑紫野市・那珂川市） ⑦その他 ⑧無回答

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	計
人数	17	11	37	18	223	100	123	0	529
%	3.2%	2.1%	7.0%	3.4%	42.2%	18.9%	23.3%	0.0%	100.0%

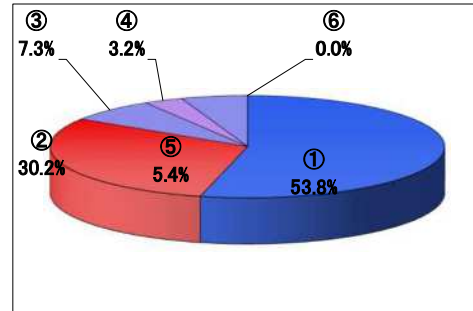


2. 今日はどういうようにして来られましたか。(該当するものに○をつけて下さい)

ご一緒の方は

①家族・親戚 ②友人・知人 ③仕事の仲間 ④趣味の仲間 ⑤その他 ⑥無回答

	①	②	③	④	⑤	⑥	計
人数	287	161	39	17	29	0	533
%	53.8%	30.2%	7.3%	3.2%	5.4%	0.0%	100.0%

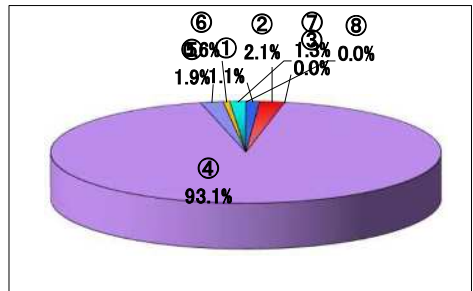


交通手段は

①徒歩 ②自転車 ③原付・バイク ④自家用車

⑤バス ⑥電車 ⑦その他 ⑧無回答

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	計
人数	6	11	0	496	10	3	7	0	533
%	1.1%	2.1%	0.0%	93.1%	1.9%	0.6%	1.3%	0.0%	100.0%

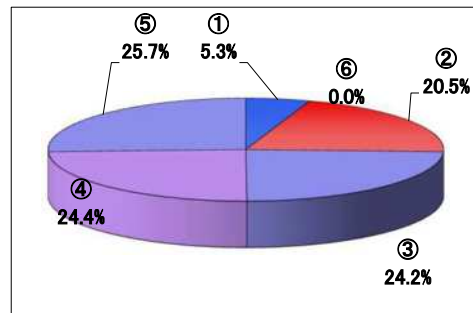


所有時間は

①15分以内 ②15～30分 ③30～45分

④45分～1時間 ⑤1時間以上 ⑥無回答

	①	②	③	④	⑤	⑥	計
人数	28	109	129	130	137	0	533
%	5.3%	20.5%	24.2%	24.4%	25.7%	0.0%	100.0%



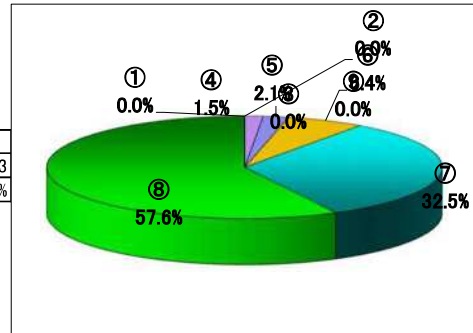
3. ご利用回数についてお尋ねします。(それぞれ、○を1つ付けてください。)

普段の利用は

①週に3回以上 ②週に1～2回 ③月に2～3回 ④月に1回

⑤2～3ヶ月に1回 ⑥半年に1回 ⑦1年に1回 ⑧ほとんど利用しない ⑨無回答

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	計
人数	0	0	0	8	11	34	173	307	0	533
%	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	2.1%	6.4%	32.5%	57.6%	0.0%	100.0%

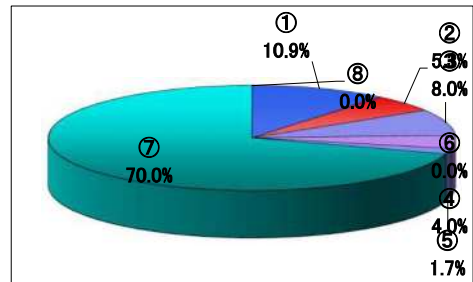


初めて利用したのは

①5年以上前 ②3～5年前 ③1～3年前 ④半年～1年前

⑤1ヶ月～半年前 ⑥1ヶ月以内 ⑦今回初めて利用した ⑧無回答

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	計
人数	57	28	42	21	9	0	367	0	524
%	10.9%	5.3%	8.0%	4.0%	1.7%	0.0%	70.0%	0.0%	100.0%

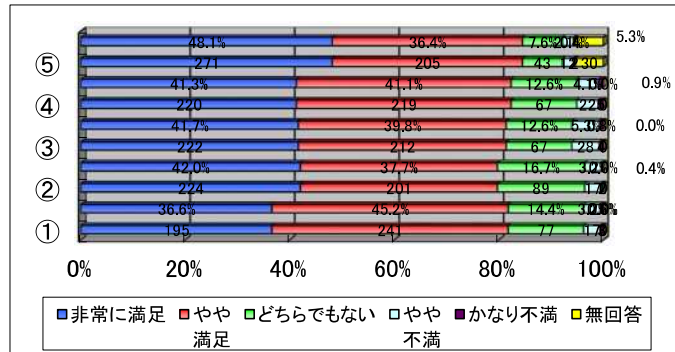


4. 施設・サービスの満足度をお尋ねします。(それぞれ、○を1つ付けてください。)

施設の評価

- ①情報の入手しやすさ ②施設のアクセスの利便性 ③施設の清潔さ
④設備の整備情報 ⑤開館期日・時間の適正さ

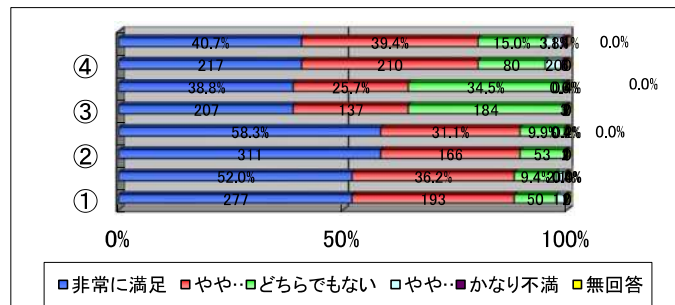
	非常に満足	やや満足	どちらでもない	やや不満	かなり不満	無回答
①	195 36.6%	241 45.2%	77 14.4%	17 3.2%	3 0.6%	0 0.0%
②	224 42.0%	201 37.7%	89 16.7%	17 3.2%	2 0.4%	0 0.0%
③	222 41.7%	212 39.8%	67 12.6%	28 5.3%	4 0.8%	0 0.0%
④	220 41.3%	219 41.1%	67 12.6%	22 4.1%	5 0.9%	0 0.0%
⑤	271 48.1%	205 36.4%	43 7.6%	12 2.1%	2 0.4%	30 5.3%



サービスの評価

- ①利用手続きの簡便さ ②基本的なサービス ③付加サービス
④利用料金の適切さ

	非常に満足	やや満足	どちらでもない	やや不満	かなり不満	無回答
①	277 52.0%	193 36.2%	50 9.4%	11 2.1%	2 0.4%	0 0.0%
②	311 58.3%	166 31.1%	53 9.9%	2 0.4%	1 0.2%	0 0.0%
③	207 38.8%	137 25.7%	184 34.5%	3 0.6%	2 0.4%	0 0.0%
④	217 40.7%	210 39.4%	80 15.0%	20 3.8%	6 1.1%	0 0.0%

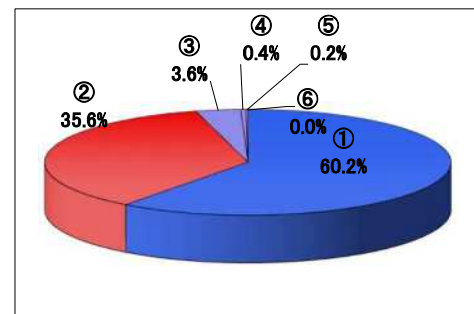


5. 施設・サービスの必要度をお尋ねします。(○を1つ付けて下さい。)

この施設はあなたにとって

- ①非常に役立つ ②やや役立つ ③どちらでもない
④それほど役立つ ⑤不必要である ⑥無回答

	①	②	③	④	⑤	⑥	計
人数	321	190	19	2	1	0	533
%	60.2%	35.6%	3.6%	0.4%	0.2%	0.0%	100.0%



利用者アンケート 意見・要望（サンプル）

施設の評価

施設の清潔さ、明るさ

- ・施設が整備されていて素晴らしい。これを維持してほしい。
- ・初めての利用でしたが、受付の方も親切で分かりやすかった。
- ・草刈が行き届いていて気持ちがいい

設備の整備状況

- ・Wifiが繋がらない
- ・キッチン前の床が軋んで床板がはがれていた
- ・ベランダから外へ出る階段がグラついた
- ・網戸がガタついた
- ・ロフトの階段が狭く急で危ない
- ・洗面台や風呂場の排水が悪い
- ・設備が古い、トイレは温水式で風呂場もキレイで良く完備されていた。
- ・トイレとお風呂がキレイになっていて大変良かった
- ・設備が非常にきれいに整備されており、快適でした

開館期日・時間の適正さ

- ・特になし

サービスの評価

イベントなどの付加的サービス

- ・特になし

サービス面について

- ・布団と枕が欲しい。マットが硬くて眠れなかった
- ・ロッジの宿泊者人数を幼児抜きで10人にしてほしい
- ・チェックインの開始時間を早くしてほしい
- ・温水便座、ごみの処分、タープが常設されていることなど使い易い要素が多い

顧客対応について

- ・隣のロッジの客が遅くまで騒いで眠れなかった
- ・8人で利用するのに寝袋が6つしかなかった
- ・予約システムが使いづらい。初めての人はネット予約が出来ない
- ・色々な対応を柔軟にしてくださありがとうございました

清掃メンテナンスについて

- ・アリが部屋に入ってきた。流しにムカデが出た
- ・キッチンの引き出しの中にムシのフンがあった
- ・ゴキブリがいたので安心して眠れなかった
- ・室内は清掃されていたが、屋外のテーブルにはクモの巣があった
- ・トイレの床がザラついていた
- ・マットレスがあまり清潔でない印象を受けた
- ・ロッジの中は清潔感があり良かった

【別添4】

事業報告書

記入年月日	令和 8 年 4 月 24 日
報告期間	令和 7 年度

1. 施設の概要

施設名称	大野城いこいの森	所管課名	公園街路課
所在地	大野城市大字牛頸667番58他		
施設目的	牛頸ダム周辺の自然環境を生かし、市民が快適な余暇生活を満喫するためのもの。 (市制二十周年記念事業時の構想より抜粋)		
施設概要 (敷地面積等)	キャンプ場36.3ha(ロッジ15棟、常設テント10張、フリーテント30張、管理棟他) 中央公園7ha(管理棟、野外ステージ、大型遊具他)、スポーツ公園2.5ha(多目的グラウンド)水辺公園4.6ha、ダム記念公園0.7ha、井手1・2号公園1.5ha他		

2. 指定管理者の概要

名称	ハッピーツリーグループ (大和リース㈱福岡支社/安藤造園土木㈱)	代表者名	大和リース㈱福岡支社 支社長 圓城 裕三
所在地	福岡市中央区渡辺通4丁目1番36号		
電話番号	092-595-2110	FAX番号	092-595-2116

3. 指定管理の概要

指定期間	令和 4 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日		
開園・館時間	●キャンプ場：6:00~22:00 ●中央公園、スポーツ公園：9:00~17:00(11~2月) 9:00~18:00(3月~10月) ●その他公園：24時間	休園・館日	●キャンプ場、中央公園、スポーツ公園 ・毎週月曜日(7月・8月を除く) ※月曜日が祝日の場合、その次の平日 ・年末年始(12月27日~1月5日) ●その他公園：年中無休
管理体制 (職員数、勤務体制等)	・20名(2026年3月末時点)		
管理業務の内容	・維持管理に関する業務 ・使用の許可、使用の許可の取消し等に関する業務 ・使用の促進に関する業務 ・利用料金に関する業務 (大野城いこいの森の管理に関する条例第4条)		
再委託の有無	☒ あり ☐ なし	再委託先の業務名	・給排水衛生設備点検業務 ・水質検査 ・浄化槽維持管理点検 ・電気設備点検 ・遊具点検 ・パーキング保守

4. 施設の利用状況

利用人数	150,112	人
利用者内訳	2025年度実績 ・キャンプ場：14,699人 ・中央公園：135,413人(※中央公園については、駐車場利用数×4名概算)	

5. 収支状況

指定管理者 の収入	総額	68,834 千円	(内訳)	指定管理者交付金	25,600 千円
				利用料金収入	36,476 千円
				自主事業収入	2,874 千円
				その他収入	3,884 千円
指定管理者 の支出	総額	70,662 千円	(内訳)	人件費	35,567 千円
				事務費	6,589 千円
				管理費	28,009 千円
				その他支出	497 千円
当期純利益	-1,828 千円	前期繰越損益	0 千円	当期末処理損益	0 千円

6. 市民や利用者の満足度の把握状況

アンケート実施の有無	☒ 実施した ☐ 実施せず	アンケート実施時期	随時 キャンプ場利用者
アンケート の内容及び結果	【性別】男性：283・女性：250 【年代】20歳未満：41・20歳代：60・30歳代：129・40歳代：198・50歳代：72・60歳代：26・70歳以上：7 【住所】大野城市内 「北」：17・「東」：11・「中央」：37・「南」：18・福岡市：223・筑紫地区：100・その他：123 【一緒にの方】家族・親戚：287・友人・知人：161・仕事仲間：39・趣味仲間：17・その他：29 【交通手段】徒歩：6・自転車：11・原付バイク：0・自家用車：496・バス：10・電車：3・その他：7・無回答：0 【所要時間】15分以内：52・15～30分：98・30～45分：117・45～60分：112・60分以上：95 【利用回数】週に3回以上：0・週に1～2回：0・月に2～3回：0・月に1回：8・2～3か月に1回：11・半年に1回：34・1年に1回：173・ほとんど利用しない：307 【初めての利用は】5年以上前：124・3～5年前：61・1～3年前：63・半年～1年前：24・1か月～半年前：10・1か月以内2・初めて：249		

7. 法令等遵守、個人情報保護に関する取組状況

法令等遵守に関する規定や研修	☒ 行動計画やガイドライン等の策定あり ☒ 職員に対する研修あり ☐ 特になし
個人情報保護に関する規定や研修	☒ 行動計画やガイドライン等の策定あり ☒ 職員に対する研修あり ☐ 特になし

8. 施設管理に関する取組状況

施設管理に関する規定や研修	☒ 行動計画やガイドライン等の策定あり ☒ 職員に対する研修あり ☐ 特になし
(具体的取組内容)	仕様書の内容に基づき実施・施設維持管理（施設内清掃・警備巡回・施設修繕保守・園内除草・散水・各公園トイレ清掃・遊具点検等）

9. 防犯、防災、危機管理に関する取組状況

防犯、防災、危機管理に関する規定や研修	☒ 行動計画やガイドライン等の策定あり ☒ 職員に対する研修あり ☐ 特になし
(具体的取組内容)	平常時の事前対策①消防訓練・防災まつりの実施②緊急事態への備え（現地スタッフの救急救命講習受講、消火器・消防設備の法令点検実施）③樹木点検と樹木診断の実施④台風・大雨・自身に対する備え（防犯・防災対策マニュアルの作成、緊急連絡網の作成）⑤個人情報の保護（サイバーセキュリティ保険への加入）

10. 衛生管理に関する取組状況

衛生管理に関する規定や研修	☒ 行動計画やガイドライン等の策定あり ☒ 職員に対する研修あり ☐ 特になし
(具体的取組内容)	仕様書の内容に基づき実施（水質検査実施・売店品賞味期限管理・従業員個人衛生管理・感染症対策の実施）

11. 職員の育成・研修の実施状況

新人研修及び確認作業	各職務責任者からの研修（受付業務：電話の応対・予約の受付・売店管理・接客現場管理：ロッジ清掃・チェックイン・チェックアウト対応・接客・除草・園内管理・備品清掃等）
------------	---

12. 施設の利用促進に関する実施状況

・ホームページ・SNS・公報による情報発信（各種イベント開催情報・期間限定割引情報発信）
・地域公民館ならびにコミュニティセンターへポスター、チラシの配布
・ロゴマークならびにオリジナルステッカーの制作
・さくら植樹プロジェクトの実施

13. 地域協働に関する取組状況

いこいの森を育てる会を結成し、牛頸地区住民ならびに地元スポーツ少年団と協働して牛頸川清掃活動などを実施。
大野城市にぎわいづくり協議会に入会し、地元企業と連携してイベント実施。

14. 環境への配慮に関する取組状況

- ・エコキャップ回収ボックスの設置
- ・グリーンコンポストの設置
- ・剪定枝をワークショップの素材として再利用

15. 改善事例及び今後の改善課題とその対策

改善事項：中央公園に「大野城スケートボードパーク」を新設、クレジットカード決済の導入、中央公園駐車場精算機の新紙幣・新硬貨への対応、電動キャリー2台導入、アーリーチェックインの導入、電源サイトの新設、ペットサイトの新設、ロッジ全棟のLED化
今後の改善：ロッジ、デッキサイトの老朽化対策、パットゴルフコースの改修、中央公園駐車場精算機の改修

16. 指定管理事業実施状況（報告期間年度分） 【※枠が足りない場合は、適宜追加してください】

事業名	大野城いこいの森中央公園秋まつり	新規・継続	☐ 新規事業	☒ 継続事業
実施時期	2025年10月4日～5日	実施回数	1回	
対象人数		参加人数	2,700人	
事業費計	1,000,000 円	うち事業者負担	1,000,000 円	うち参加者負担 0 円
事業内容	・ステージ発表会（キッズダンス・大野ジョーくんまどかちゃんダンス） ・健康増進プログラム（うしくびダムウォーキングイベント、モルック体験） ・防災ピクニック（消防車展示・水消火器による消火体験、市役所危機管理課による展示会） ・キッチンカー出店（延20店舗）			

事業名	健康増進プログラム	新規・継続	☐ 新規事業	☒ 継続事業
実施時期	中央公園秋まつりに開催	実施回数	3回	
対象人数		参加人数	40人程度	
事業費計	30,000 円	うち事業者負担	30,000 円	うち参加者負担 0 円
事業内容	・中央公園秋まつりの開催にあわせ、「うしくびダムウォーキングイベント」を1日、「モルック体験会」を2日間実施しました。 ・ウォーキングイベントでは、牛頸ダムの成り立ちや構造に関する解説を行うとともに、周回道路における清掃活動を実施し、環境美化意識の向上を図りました。			

事業名	賑わいマルシェ	新規・継続	☐ 新規事業	☒ 継続事業
実施時期	ゴールデンウィーク・秋まつり	実施回数	2回	
対象人数		参加人数		
事業費計	20,000 円	うち事業者負担	20,000 円	うち参加者負担 0 円
事業内容	・ゴールデンウィークならびに秋まつりにおいて、地元のキッチンカー、ワークショップ、テント販売事業者等を積極的に誘致し、賑わいの創出を図りました。 ・運営にあたっては、「大野城市にぎわいづくり協議会」および「おおのじょうMONO創りLab」と連携し、地域事業者の参画促進を通じて、市内産業の振興に寄与しました。			

事業名	ビギナーズキャンプ講習会	新規・継続	☐ 新規事業	☒ 継続事業
実施時期	随時	実施回数	12回	
対象人数		参加人数		
事業費計	36,000 円	うち事業者負担	0 円	うち参加者負担 36,000 円
事業内容	・令和7年11月20日、平野中学校の校外学習において、2年生340名を対象にテント設営講習会を実施しました。 ・令和8年2月22日、デイキャンプ教室を開催し、キャンプ初心者に対して当キャンプ場の魅力を体験する機会を提供しました。 ・キャンプ指導の有資格者である所長が各キャンプサイトを巡回し、利用者への指導・助言を行うことで、安心して利用できる環境づくりおよび親しみやすい雰囲気醸成に努めました。			

事業名	キッチンカーの出店	新規・継続	☐ 新規事業	☒ 継続事業
実施時期	随時	実施回数	随時	
対象人数		参加人数	延110店舗	
事業費計	0 円	うち事業者負担	0 円	うち参加者負担 0 円
事業内容	・ゴールデンウィークや秋まつり、毎週末を中心に中央公園へキッチンカーの誘致を行い、公園利用時の利便性向上および賑わい創出を図りました。 ・出店事業者は「大野城市にぎわいづくり協議会」および「おおのじょうMONO創りLab」と連携し、地元事業者を中心に誘致することで、地域経済の活性化に寄与しました。			

事業名	ドローン体験会	新規・継続	☒ 新規事業	☐ 継続事業
実施時期	2025年11月30日 2026年3月8日	実施回数	2回	
対象人数		参加人数	18人	
事業費計	27,000 円	うち事業者負担	14,400 円	うち参加者負担 12,600 円
事業内容	・スポーツ公園および中央公園において特設テントを設置し、小学生を対象としたドローン操縦体験会を実施しました。 ・地元自動車学校が運営するドローン免許取得講習の実地会場としてスポーツ公園を提供し、現在は国家資格試験の実施会場として認定されています。			

事業名	焚火カフェ	新規・継続	☐ 新規事業	☒ 継続事業
実施時期	11月から2月	実施回数	3回	
対象人数		参加人数	15人	
事業費計	2,800 円	うち事業者負担	1,000 円	うち参加者負担 1,800 円
事業内容	・キャンプ場利用者ならびに登山者に向けて待合室前に焚火カフェを開催 ・静かに焚火を囲みながら焼きマシュマロの体験と温かいコーヒーを楽しむ時間を提供しています			

事業名	いこいの森 婚活イベント	新規・継続	☒ 新規事業	☐ 継続事業
実施時期	2025年9月23日	実施回数	1回	
対象人数		参加人数	7人	
事業費計	36,000 円	うち事業者負担	0 円	うち参加者負担 36,000 円
事業内容	・市内で結婚相談所を運営する事業者を進行役として招聘し、キャンプ場において婚活BBQ イベントを実施しました。 ・キャンプ場という特性を活かした開催により話題性を創出し、新規利用者の獲得および来場者層の拡大につなげました。			

事業名	フライフィッシングイベント（展示会の	新規・継続	☒ 新規事業	☐ 継続事業
実施時期	2025年10月19日	実施回数	1回	
対象人数		参加人数	20人	
事業費計	0 円	うち事業者負担	0 円	うち参加者負担 0 円
事業内容	井手2号公園でフライフィッシング用のロッド（竿）試投会ならびにキャスト教室を開催			

事業名	スケートボード体験会	新規・継続	☒ 新規事業	☐ 継続事業
実施時期	2025年12月14日	実施回数	1回	
対象人数		参加人数	23人	
事業費計	21,500 円	うち事業者負担	10,000 円	うち参加者負担 11,500 円
事業内容	・中央公園スケートボードパークにおいて体験会を開催しました。 ・この体験会を通じてスケートボードパークの認知度が向上し、来年度からスケートボード教室の開催へつながりました。			

事業名	段ボールピザ窯作り体験会	新規・継続	☒ 新規事業	☐ 継続事業
実施時期	2026年1月25日	実施回数	1回	
対象人数		参加人数	15人	
事業費計	9,000 円	うち事業者負担	1,500 円	うち参加者負担 7,500 円
事業内容	・段ボールを用いた簡易ピザ窯の制作体験を実施し、その後、実際にピザを焼成・試食するプログラムを行いました。 ・自作のピザ窯を用いた調理体験を通じて、簡易な資材でも温かい食事を確保できることを体験的に学ぶ機会を提供しました。 ・あわせて、災害発生時における応用（簡易オープン調理）について理解を深め、防災意識の向上に寄与しました。			

事業名	ボランティア活動	新規・継続	☐ 新規事業	☒ 継続事業
実施時期	2026年2月21日	実施回数	1回	
対象人数		参加人数	13人	
事業費計	0 円	うち事業者負担	0 円	うち参加者負担 0 円
事業内容	市内の少年野球チームの父兄が参加して普段利用しているスポーツ公園隣地の雑木伐採活動を行いました			

事業名	大野城スケートボードパーク	新規・継続	☐ 新規事業	☒ 継続事業
実施時期	2025年4月6日運用開始	実施回数	通年	
対象人数		参加人数	492人	
事業費計	5,000,000 円	うち事業者負担	5,000,000 円	うち参加者負担 0 円
事業内容	中央公園駐車場の一部を活用し、初心者向けスケートボードパークを新設することで、新たな公園利用の創出を図りました。 ・レンタル備品（スケートボード、ヘルメット等）を整備し、初心者でも安全かつ気軽に体験できる環境を構築しました。 ・令和7年12月に体験会を実施し、裾野拡大を図るとともに、令和8年4月からは定期教室を開催し、継続的な利用促進およびスポーツ振興に寄与しています。			

事業名	いこいの森フォレストベース	新規・継続	☐ 新規事業	☒ 継続事業
実施時期	毎月第3日曜日	実施回数	11回	
対象人数		参加人数	1,010人	
事業費計	100,000 円	うち事業者負担	50,000 円	うち参加者負担 50,000 円
事業内容	・毎月第3日曜日に中央公園ステージにおいて定期イベントを開催し、来園者の滞在時間延長および公園のにぎわい創出を図りました。 ・継続的な実施により認知度が向上し、イベントの定着化とともにリピーターの増加につながりました。 ・実施内容：焼きマシュマロ体験会、水鉄砲製作、割り箸鉄砲製作、石焼いも販売、ポップコーン販売			

事業名	BBQパーク・牡蠣小屋	新規・継続	☐ 新規事業	☒ 継続事業
実施時期	BBQパーク：4月から10月 牡蠣小屋：3月	実施回数	BBQパーク：随時、牡蠣小屋：8回	
対象人数		参加人数	BBQパーク：320人 牡蠣小屋：40組	
事業費計	120,000 円	うち事業者負担	120,000 円	うち参加者負担 0 円
事業内容	・中央公園の桜並木の魅力発信を目的に、開花時期に合わせてBBQパークを期間限定で開設しました。 ・手ぶら利用が可能な設備を整備することで利便性と安全性の向上を図り、来園者の満足度向上および施設全体のにぎわい創出につなげました。 ・さらに冬季には牡蠣小屋を開設し、季節に応じたコンテンツ提供により閑散期の利用促進を図りました。			

事業名	いこいの森アドベンチャーゲーム		新規・継続	☐ 新規事業 ☒ 継続事業	
実施時期	随時		実施回数	5回	
対象人数			参加人数	20人	
事業費計	1,000 円	うち事業者負担	1,000 円	うち参加者負担	0 円
事業内容	・キャンプ場内に7カ所のチェックポイントを設置。キャンプ場内を探索しながら当キャンプ場の良さを確認してもらう				

事業名			新規・継続	☐ 新規事業 ☐ 継続事業	
実施時期			実施回数		
対象人数			参加人数		
事業費計	円	うち事業者負担	円	うち参加者負担	円
事業内容					

17. 自主事業実施状況

☒ 新規事業 ☒ 継続事業

事業名			実施回数		
実施時期			参加人数		
事業内容					

事業名			実施回数		
実施時期			参加人数		
事業内容					

事業名			実施回数		
実施時期			参加人数		
事業内容					

18. 収支明細書

令和 7 年度

収入の部

(円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	備考
指定管理者交付金	25,600,000	0	25,600,000	25,600,000	0	
利用料金収入	35,400,000	0	35,400,000	36,476,000	△ 1,076,000	入場料・ロッジ・テント・貸出品等
自主事業収入	3,000,000	0	3,000,000	2,874,000	126,000	自販機・イベント・BBQ
その他収入	3,000,000	0	3,000,000	3,884,000	△ 884,000	売店・ロッジエアコン代等
収入合計	67,000,000	0	67,000,000	68,834,000	△ 1,834,000	

支出の部

(円)

科目		当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	備考
人件費	常勤職員	5,800,000	0	5,800,000	6,290,000	△ 490,000	正社員
	非常勤職員	23,900,000	0	23,900,000	29,277,000	△ 5,377,000	契約社員・パート・アルバイト
	その他	0	0	0	0	0	
事務費	通信費	400,000	0	400,000	441,000	△ 41,000	
	消耗品費	3,500,000	0	3,500,000	2,885,000	615,000	事務用品・貸出備品の更新
	旅費交通費	2,720,000	0	2,720,000	644,000	2,076,000	車両・刈払い機用燃料
	賃借料	2,010,000	0	2,010,000	1,025,000	985,000	車両リース・事務機リース
	保険料	400,000	0	400,000	342,000	58,000	指定管理保険
	宣伝広告費	50,000	0	50,000	68,000	△ 18,000	なっぷ手数料
	福利厚生費	50,000	0	50,000	48,000	2,000	健康診断費（年1回）
	その他	1,000,000	0	1,000,000	1,136,000	△ 136,000	その他
管理費	水道光熱費	3,100,000	0	3,100,000	4,007,000	△ 907,000	電気・ガス
	修繕費	500,000	0	500,000	724,000	△ 224,000	
	業務委託費	18,157,000	0	18,157,000	18,570,000	△ 413,000	再委託費（前ページ記載）
	一般管理費	1,800,000	0	1,800,000	2,644,000	△ 844,000	減価償却費
	仕入費	1,600,000	0	1,600,000	2,064,000	△ 464,000	
自主事業費		1,500,000	0	1,500,000	497,000	1,003,000	
支出合計		66,487,000	0	66,487,000	70,662,000	△ 4,175,000	
差引		513,000	0	513,000	△ 1,828,000	2,341,000	

3. 管理会計損益（税抜経理方式）

単位：千円

費目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
●収入	6,307	7,222	4,687	6,131	9,017	5,291	5,763	7,009	3,397	3,307	4,201	6,502	68,834
一般売上高	4,174	5,089	2,554	3,998	6,884	3,158	3,630	4,876	1,264	1,174	2,068	4,365	43,234
利用料	3,418	4,209	2,075	3,473	6,166	2,672	2,994	4,093	1,025	964	1,691	3,696	36,476
売店他	365	556	227	313	520	282	368	535	100	97	163	358	3,884
自販機他	391	324	252	212	198	204	268	248	139	113	214	311	2,874
業務委託料	2,133	2,133	2,133	2,133	2,133	2,133	2,133	2,133	2,133	2,133	2,133	2,137	25,600
指定管理料	2,133	2,133	2,133	2,133	2,133	2,133	2,133	2,133	2,133	2,133	2,133	2,137	25,600
●支出	6,161	6,261	5,390	6,338	7,414	5,712	5,892	6,123	5,461	4,919	5,259	5,732	70,662
人件費	2,803	2,917	2,730	3,198	3,212	3,120	2,956	3,243	2,970	2,535	2,780	3,103	35,567
社員	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	15,840
その他	1,483	1,597	1,410	1,878	1,892	1,800	1,636	1,923	1,650	1,215	1,460	1,783	19,727
経費	3,358	3,344	2,660	3,140	4,202	2,592	2,936	2,880	2,491	2,384	2,479	2,629	35,095
外注費	1,785	1,980	1,550	1,755	2,755	1,450	1,250	1,350	1,250	1,050	1,166	1,229	18,570
車両リース費	71	70	70	71	70	70	70	70	70	70	70	70	842
福利厚生費	0	0	0	2	1	1	0	44	0	0	0	0	48
修繕費	170	60	53	45	29	29	99	28	30	2	124	55	724
水道光熱費	373	336	261	311	363	265	305	375	375	340	363	340	4,007
宣伝広告費	12	5	5	5	5	5	5	5	5	9	0	7	68
仕入れ費	209	238	115	145	254	179	129	283	175	49	92	196	2,064
消耗品費	331	267	199	296	310	190	180	286	150	335	172	169	2,885
資産償却	212	212	212	212	212	212	212	212	212	212	262	262	2,644
事務器購入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事務機器リース費	14	15	22	16	11	11	15	16	15	17	20	11	183
雑費	3	0	0	16	13	10	45	52	55	145	45	50	434
手数料	4	3	2	1	2	1	3	3	2	2	2	4	29
通信費	36	39	33	34	44	34	50	36	32	34	34	35	441
旅費交通費	61	42	59	66	51	58	79	43	43	42	52	48	644
ごみ収集委託費	49	49	49	49	49	49	49	49	49	49	49	49	588
イベント経費	0	0	0	70	0	0	417	0	0	0	0	10	497
郵送費	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	60	65
租税公課	0	0	2	18	0	0	0	0	0	0	0	0	20
保険料	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	34	342
●利益	146	961	-703	-207	1,603	-421	-129	886	-2,064	-1,612	-1,058	770	-1,828
利益率	2.3%	13.3%	-15.0%	-3.4%	17.8%	-8.0%	-2.2%	12.6%	-60.8%	-48.7%	-25.2%	11.8%	-2.7%

注） 1. 金額は消費税抜き、千円未満切り捨て

令和8年度 労働条件審査チェックシート

提出日	令和8年4月30日	提出者	ハッピーツリーグループ
↓数値のみ入力			
全従業員数	20人	(内訳：正職員	3人
パート・アルバイト	17人	その他	0人)
業務従事予定者数	0人	(内訳：正職員	
パート・アルバイト		その他	

No	項目	確認事項	チェック
1	労働基準法	(常時雇用する従業員が10人以上の場合)就業規則の作成及び届出をしていますか。また、労働者に周知していますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
2		法定事項を記載した労働者名簿を作成していますか	☒ はい ☐ いいえ
3		法定事項を記載した賃金台帳を作成していますか	☒ はい ☐ いいえ
4		労働条件通知書(労働契約書)により労働条件を明示していますか	☒ はい ☐ いいえ
5		労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも60分の休憩時間を与えていますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
6		時間外、休日労働がある場合は、労使協定の締結・届出をしていますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
7		時間外、休日、深夜労働がある場合、割増賃金は適正に支払っていますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
8		毎週少なくとも1日、又は4週間を通じて4日以上の日を休めていますか	☒ はい ☐ いいえ
9		年次有給休暇を正社員のほか、パートタイマーにも適正に与えていますか	☒ はい ☐ いいえ
10		年次有給休暇が10日以上ある従業員に対して、年5日以上取得させていますか	☒ はい ☐ いいえ
11	労働契約法	雇用契約を更新し5年以上となった場合、無期転換の申し出があった場合は対応していますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
12	最低賃金法	最低賃金以上の賃金を支払っていますか	☒ はい ☐ いいえ
13	労働安全衛生法	出勤簿やタイムカードなどで適正に労働時間を把握していますか	☒ はい ☐ いいえ
14		常時雇用する従業員に対して、健康診断(雇入れ時、定期(年1回以上)など)は実施していますか	☒ はい ☐ いいえ
15	雇用保険法	1週の所定労働時間が20時間以上で、31日以上雇用見込みがある者をすべて雇用保険に加入させていますか	☒ はい ☐ いいえ
16	健康保険法 厚生年金保険法	1週の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が常時雇用者の3/4以上の者を健康保険・厚生年金保険に加入させていますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
17	労働施策総合 推進法	従業員を募集する場合に、年齢制限を設けていませんか	☒ はい ☐ いいえ
18		職場におけるパワーハラスメントを防止するため、雇用管理上必要な措置を講じていますか	☒ はい ☐ いいえ
19	男女雇用機会 均等法	労働者の募集、採用、配置、福利厚生等に関し性別を理由とする差別的取扱いを行っていませんか	☒ はい ☐ いいえ
20		婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱い(解雇、退職強要等)を行っていませんか。また職場におけるセクシャルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントを防止するため、雇用管理上必要な措置を講じていますか	☒ はい ☐ いいえ
21	育児・介護休業法	就業規則や雇用契約が、改正育児・介護休業法に適合した育児・介護休業規定になっていますか	☒ はい ☐ いいえ
22	パートタイム・有期雇用 労働法	通常の労働者と同視すべきパートタイム及び有期雇用労働者に対する差別的取扱いを行っていませんか	☒ はい ☐ いいえ
23		パートタイム及び有期雇用労働者から正社員への転換を推進するため必要な措置を講じていますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
24	障害者雇用促進 法	障がい者の雇用率が法定雇用率(2.5%)に達していますか(従業員を40人以上雇用している場合)	☐ はい ☐ いいえ ☒ 対象外
25		労働者の募集、採用、配置、福利厚生等に関し障がい者に対して差別的取扱いを行っていませんか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
26		募集や採用時には障がい者が応募しやすいような配慮を、採用後は仕事をしやすいような配慮をしていますか	☒ はい ☐ いいえ ☐ 対象外

○大野城いこいの森の管理に関する条例

平成17年 6 月24日 条例第22号

改正

平成20年12月16日 条例第29号

平成23年 3 月17日 条例第 2 号

平成25年12月17日 条例第47号

令和元年 7 月 1 日 条例第12号

大野城いこいの森の管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、大野城市都市公園条例（昭和54年条例第10号）別表第2に規定する大野城いこいの森（以下「いこいの森」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者による管理)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、いこいの森の管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(指定管理者の指定)

第 3 条 市長は、いこいの森の指定管理者の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、いこいの森を最も適切に管理することができると認める者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者に指定するものとする。

(1) 公平な使用が確保されること。

(2) 関係法令、この条例及びこの条例に基づく規則の規定を遵守することができること。

(3) 管理に関する業務について、相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。

(4) 安定した経営基盤を有していること。

- (5) 豊かな自然環境と公園施設を活かし、住民が快適に余暇を楽しむための施設として、適切な運営を行うことができること。

4 市長は、指定管理者の指定をしたとき及びその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) いこいの森の維持管理に関する業務
- (2) いこいの森の使用の許可、使用の許可の取消し等に関する業務
- (3) いこいの森の使用の促進に関する業務
- (4) いこいの森の利用料金（第10条第1項に規定する利用料金をいう。）に関する業務
- (5) その他市長が定める業務

(開園期間、使用時間及び休園日)

第5条 いこいの森の開園期間、使用時間及び休園日は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開園期間、使用時間若しくは休園日を変更し、又は臨時に休園日を設けることができる。

(個人情報の取扱い)

第6条 指定管理者は、いこいの森の管理に当たり、個人情報の漏えいの防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者又は第4条の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(使用の許可)

第7条 いこいの森を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、いこいの森の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものと

する。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は附属設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になると認められるとき。
- (4) その他いこいの森の管理上支障があると認められるとき。

（使用許可の取消し等）

第9条 指定管理者は、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその効力を停止し、若しくは条件を変更することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により許可を受けたとき。
- (4) 前条第3号に規定する場合に該当することとなったとき。
- (5) その他いこいの森の管理上支障があると認められるとき。

（利用料金）

第10条 使用者は、いこいの森の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

- 2 利用料金の額は、地方自治法第244条の2第9項の規定により、別表第2及び別表第3に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 4 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める事由があると認めるときは、還付することができる。

（利用料金の減免）

第11条 前条第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、市又は教育委員会が主催する事業等に使用するときは、利用料金を減免することができる。

（関係法令の適用）

第12条 この条例に定めるもののほか、いこいの森の管理については、都市公園法（昭和31年法律第79号）、同法に基づく命令及び大野城市都市公園条例の定めるところによる。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 指定管理者が管理を行うこととされた日前に市長がした許可その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為（同日以後の使用に係るものに限る。）は、当該指定管理者がした許可その他の行為又は当該指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成20年12月16日条例第29号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月17日条例第2号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の各条例（大野城市表彰条例及び大野城市消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒及び服務等に関する条例を除く。）の規定は、施行日以後に使用許可の申請がなされたものについて適用し、同日前に使用許可の申請がなされたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月17日条例第47号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の別表第2及び別表第3の規定は、平成26年4月1日以後に使用許可の申請がなされたものに係る利用料金について適用し、同日前に使用許可の申請がなされたものに係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 7 月 1 日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の各条例（以下「改正後の各条例」という。）の規定は、施行日以後の使用に係る使用料（利用料金を含む。以下この項及び次項において同じ。）又は占有に係る占有料について適用し、同日前の使用に係る使用料又は占有に係る占有料については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後の使用に係る使用料又は占有に係る占有料は、同日前においても、改正後の各条例の規定に基づき徴収することができる。

別表第 1（第 5 条関係）

施設名			使用日	使用時間
中央公園 スポーツ公園			1 月 6 日から 2 月末日まで	9 時から17時まで
			3 月 1 日から10月31日まで	9 時から18時まで
			11月 1 日から12月26日まで	9 時から17時まで
キャンプ場	ロッジ（宿泊）		1 月 6 日から12月26日まで	14時から翌日の11時まで
	常設テント（宿泊）		4 月 1 日から11月30日まで	14時から翌日の12時まで
	非常設テント（宿泊）		1 月 6 日から12月26日まで	14時から翌日の12時まで
	集会棟	専用使用	1 月 6 日から12月26日まで	指定管理者が許可する時間
		宿泊	1 月 6 日から12月26日まで	14時から翌日の12時まで

	管理棟	ふろ	1 月 6 日から12月26日ま で	17時から21時まで
		シャワー	1 月 6 日から12月26日ま で	17時から21時まで
	草スキー場		1 月 6 日から12月26日ま で	9 時から17時まで
ダム記念公園・水辺公園・ダム展 望公園・井手1号公園・井手2号 公園・湖畔公園			通年	0 時から24時まで

備考

- 1 中央公園、スポーツ公園及びキャンプ場については、月曜日（7月及び8月を除く。又、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下単に「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を休園日とする。
- 2 キャンプ場は、6時に開門し、22時に閉門する。
- 3 キャンプ場のロッジ及び常設テントの宿泊を伴わない使用並びに集会棟の専用使用については、7月1日から8月31日までの間は、指定管理者が特に認めた場合を除き、これを認めない。
- 4 キャンプ場の集会棟の宿泊については、指定管理者が特に認めた場合を除き、これを認めない。

別表第2（第10条関係）

区分	単位		金額（円）
行商、募金その他これらに類するもの	1件	1日	220
業として写真を撮影するもの	写真機1台	1日	550
業として映画を撮影するもの	撮影機1台	1日	1,100
興行を行うもの	1平方メートル	1日	30
競技会、展示会、集会その他これらに類する催しを行うもの	1件	1時間	220
その他のもの	1平方メートル	1日	20

別表第3（第10条関係）

1 中央公園

（1） 個人使用（1人18ホール1ラウンド当たり）

区分	金額（円）
パットゴルフ	220

（2） 個人使用（1台1回当たり）

区分	金額（円）
駐車場	220

2 スポーツ公園

（1） 個人使用（1件1時間当たり）

区分	金額（円）	
グラウンド	市内者	220
	市外者	440

3 キャンプ場

（1） 個人使用

区分		単位		金額（円）
入場料	小中学生	1人	1回	220
	一般	1人	1回	440
駐車場		1台	1回	220
管理棟	ふろ	1人	1回	220
	シャワー	1人	1回	220
草スキー場		1人	1時間	220

（2） 専用使用

区分		単位	金額（円）	摘要
ロッジ（5人用）	7月～9月並び に土・日曜日及び 休日の前日	1棟	16,500	1泊当たり
	その他	1棟	11,000	
	常設テント（10人）	1張	5,500	

用)	その他	1 張	4,400	
非常設テントサイト		1 区画	1,100	
集会棟	専用使用	1 時間	1,100	
	宿泊	1 人	550	1 泊当たり

備考

- 1 キャンプ場のロッジ及び常設テントについては、宿泊を伴わない場合は、この表に掲げる額の範囲内で定められた利用料金の額の 2 分の 1 の額を徴収する。ただし、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 2 キャンプ場のロッジについては、定員 5 人を超えて宿泊する場合は、5 人を超える 1 人当たり 1,100円を加算した額の利用料金を徴収する。
- 3 この表に掲げる利用料金の計算において、1 時間未満の時間は、これを 1 時間とする。

○大野城いこいの森の管理に関する条例施行規則

平成17年 7 月25日規則第24号

改正

平成20年 4 月23日規則第21号

平成29年 5 月25日規則第11号

令和 8 年 3 月23日規則第15号

大野城いこいの森の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大野城いこいの森の管理に関する条例（平成17年条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第 2 条 条例第 3 条第 1 項に規定する大野城いこいの森（以下「いこいの森」という。）の指定管理者の公募は、次に掲げる事項を市広報及び市ホームページに掲載し、行うものとする。

- (1) 指定管理者の指定の予定期間
- (2) 指定管理者の指定の基準
- (3) 指定管理者の指定の申請に関し必要な事項を記載した書類の配布期間及び配布場所並びに申請書の受付期間及び受付場所
- (4) その他必要な事項

(指定管理者の指定の申請)

第 3 条 条例第 3 条第 2 項に規定する申請書は、大野城いこいの森指定管理者指定申請書（様式第 1 号）とする。

2 条例第 3 条第 2 項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法人等の定款又は寄付行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの
- (3) 指定管理者の指定を受けようとする者の設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要がわかるもの
- (4) 市長が指定する事業年度における事業計画書及び収支予算書

(5) その他市長が必要と認める書類

(指定等の告示)

第4条 条例第3条第4項の規定による指定管理者の指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定管理者の名称及び所在地

(2) 指定管理者の指定の期間

2 条例第3条第4項の規定による指定管理者の指定の取消しの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定管理者の名称及び所在地

(2) 指定管理者の指定を取り消した日

(協定の締結)

第5条 指定管理者として指定された者は、市長といこいの森の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定には、次の掲げる事項を定めるものとする。

(1) 指定管理者の指定の基準に関し必要な事項

(2) 指定管理業務の実施に関する事項

(3) 指定管理業務の実績報告に関する事項

(事業報告書の提出)

第6条 指定管理者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の規定により、いこいの森の管理の業務に関する事業報告書を毎年度4月30日までに、市長に提出しなければならない。

2 市長は、施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定管理者の指定の取消し等)

第7条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第3条の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 法令又は第5条の協定に違反したとき。

(2) 前条第2項に規定する市長の指示に従わないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

(指定管理者の選定等)

第8条 市長は、指定管理者の候補者の選定に係る手続きを行うときは、あらかじめ大野城市指定管理者候補者検討委員会及び大野城市指定管理者候補者選定委員会設置要綱（平成29年要綱第21号）に規定する大野城市指定管理者候補者検討委員会及び大野城市指定管理者候補者選定委員会（公募による選定の場合に限る。）に意見を求めるものとする。

(使用許可の申請)

第9条 条例第7条第1項の規定により使用の許可を受けようとする者は、使用許可申請書（大野城市公共施設予約システム関係書類の共通様式を定める規則（令和8年規則第15号。以下「様式規則」という。）共通様式第1号。以下「使用許可申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

2 前項の使用許可申請書の提出期間は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

施設名	区分	提出期間
スポーツ公園	市内に居住する者	使用しようとする日の3箇月前から使用日当日まで
	上記以外の者	使用しようとする日の2箇月前から使用日当日まで
キャンプ場		使用しようとする日の1年前から使用日当日まで

3 使用許可申請書の受付時間は、条例第5条第1項に規定する開園期間（休園日を除く。）中の9時から19時までとする。

(使用許可書)

第10条 指定管理者は、使用を許可したときは、許可書（様式規則共通様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付するものとする。

2 前項の使用許可書は、使用の際、指定管理者職員に提示しなければならない。

(使用の取消し及び変更)

第11条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用日時その他使用許可書に記載された事項を変更しようとするときは、使用日の7日前までに大野城いこいの森内有料公園施設使用許可変更申請書（様式第2号）に使用許可書を添えて指定管理者に提出し、大野城いこいの森内有料公園施設使用許可変更許可書（様式第3号。以下「使用変更許可書」という。）の交付を受けなければならない。ただし、指定管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

2 使用者は、その使用を取り消そうとするときは、使用取消申請書（様式規則共通様式第4号）に使用許可書又は使用変更許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

（使用の期間）

第12条 いこいの森の施設のうち、キャンプ場の使用の期間は、引き続き3日を超えないこととする。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

（利用料金の還付）

第13条 条例第10条第4項ただし書の規定による利用料金の還付は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- （1） 天災地変その他不可抗力により使用できなくなったとき。
- （2） 使用者が使用の取消しを使用日の7日前までに届けたとき。
- （3） 使用者が使用の変更を使用日の7日前までに申請したとき。
- （4） その他指定管理者が利用料金を還付することが適当と認めたとき。

（使用後の点検）

第14条 使用者は、施設等の使用を終わったときは、指定管理者職員の点検を受けなければならない。

（損害賠償）

第15条 使用者は、その責に帰すべき理由により施設等を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 使用者は使用中に発生した事故については、当該使用者の責任において処理するものとする。

（その他）

第16条 この規則に定めるもののほか、いこいの森の管理及び運営に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 指定管理者が管理を行うこととされた日前に市長がした許可その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為（同日以後の使用に係るものに限る。）は、当該指定管理者がした許可その他の行為又は当該指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(大野城いこいの森内有料公園施設管理規則の廃止)

- 4 大野城いこいの森内有料公園施設管理規則（平成5年規則第11号）は、廃止する。

附 則（平成20年4月23日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年5月25日規則第11号）

この規則は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（令和8年3月23日規則第15号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月2日から施行する。

(経過措置)

- 6 附則第2項から前項までの規定による改正前の各規則の様式用紙については、当分の間、これを使用することができる。

様式第 1 号（第 3 条関係）

大野城いこいの森指定管理者指定申請書

年 月 日

大野城市長 様

申請者 所 在 地

法人等名称

代表者氏名

印

電 話 番 号

地方自治法第244条の2第3項及び大野城いこいの森の管理に関する条例第5条の規定により、指定管理者の指定を受けたいので申請します。

なお、この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ないことを確約します。

様式第2号（第11条関係）

いこいの森内有料公園施設使用許可変更申請書
様

いこいの森内有料公園施設の使用変更の許可を受けたいので、を次のとおり申請します。

[/]

受付番号	第 号		申請年月日		年 月 日				
使用 者	〒 住 所								
	氏 名 (団体名)					(電話)			
	団 体 代表者					(電話)			
	団 体 責任者					(電話)			
使用目的 (行事名)			案内盤表示行事名						
使用内容 (行事の内容)									
使用日 時及び 使用施設	使用年月日 (曜)		使 用 施 設 名		使用時間	冷 暖 房 時 間			
	変 更 前								
	変 更 後								
	開 場 時 間	時 分	開演時間	時 分	終演時間	時 分	入場 予定 人員	大人 子供 合計	人 人 人
営 利 区 分	営利・非営利	入 場 料 徴 収	有・無	最 高 入 場 料	円				
備 考 (使用許可の条件等)									

※使用時間には会場の準備・後片付けの時間を含みます。

担 当	係 長	課長補佐	課 長	決 裁

様式第3号（第11条関係）

いこいの森内有料公園施設変更許可書

印

いこいの森内有料公園施設の使用を次のとおり許可します。

[/]

受付番号	第 号		許可年月日	年 月 日					
使用 者	〒 住 所								
	氏 名 (団体名)			(電話)					
	団 体 代表者			(電話)					
	団 体 責任者			(電話)					
使用目的 (行事名)		案内盤 表 示							
使用内容 (行事の内容)									
使用日 時及び 使用施 設	使用年月日 (曜)	使 用 施 設 名		使用時間	冷暖房時間				
	変 更 前								
	変 更 後								
	開場時間	時 分	開演時間	時 分	終演時間	時 分	入場 予定 人員	大人 子供 合計	人 人 人
	営利区分	営利・非営利	入 場 料 徴 収	有・無	最 高 入 場 料	円			

※使用時間には会場の準備・後片付けの時間を含みます。

変更 後使 用料	基本使 用 料	加算使 用 料	付属設備等使用料 (明細書のとおり)	冷 房 暖 料	減免料	小計	消費税 相当分	総計(税 込み)
	円	円	円	円	円	円	円	円

納 付 済 額	円
---------	---

○大野城いこいの森利用助成金交付規程

平成 5 年 4 月 15 日 規程第 2 号

改正

平成15年 4 月 18 日 規程第 9 号

平成21年 2 月 19 日 規程第 2 号

大野城いこいの森利用助成金交付規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大野城いこいの森キャンプ場の利用に対し、助成金を交付することに関し、大野城市補助金交付規則（昭和59年規則第 6 号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(助成対象及び助成金)

第 2 条 助成金の交付対象は、次のとおりとする。

- (1) 市内小・中学校
- (2) 大野城市子供会育成会
- (3) 大野城市スポーツ少年団
- (4) 大野城市レクリエーション連盟
- (5) 大野城市社会福祉協議会
- (6) 大野城市身体障害者福祉協議会
- (7) 大野城市手をつなぐ育成会
- (8) 大野城市母子寡婦福祉会
- (9) 大野城市シニアクラブ
- (10) その他市長が必要と認める団体

(助成金の額)

第 3 条 助成金の額は、大野城いこいの森キャンプ場の入場料の額とする。

(交付申請)

第 4 条 助成金の交付を受けようとする団体は、大野城いこいの森利用助成金交付申請書（様式第 1 号）を提出しなければならない。

第 5 条 市長は、助成金の交付決定をしたときは、大野城いこいの森利用助成金交付決定通知書（様式第 2 号）によりすみやかに申請者に通知しなければならない。

(助成金の交付時期)

第6条 助成金の交付は、第4条の申請後30日以内に行うものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年規程第9号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年2月19日規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

様式第1号

大野城いこいの森利用助成金交付申請書

年 月 日

大野城市長 宛

所 在

団 体 名

代表者名

㊞

大野城いこいの森の利用に関し、助成金の交付を受けたいので大野城市補助金交付規則、大野城いこいの森利用助成金交付規程に基づき関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業の目的及び内容

2 助成金の額

3 事業の計画内容

様式第2号

大野城いこいの森利用助成金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

大野城市長 印

年 月 日付で助成金交付の申請があった大野城いこいの森利用助成金については、次のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 助成金決定額
- 2 交付予定時期
- 3 条件